

京都府消防体制の整備推進計画 新旧対照表

現 行	改正（案）	備考
I 市町村消防の現況及び将来の見通し 1.1 市町村の消防の現況 1 消防本部の現況 京都府内（以下「府内」という。）では、平成13年4月1日に、乙訓地域の2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）の消防本部が合併して乙訓消防組合消防本部が発足し、府内の消防本部数は15となりました。その後の市町村合併により一部事務組合が単独消防になる等の結果、単独設置11本部、一部事務組合4本部となり、全ての市町村において、常備消防体制が確立されています。 消防本部の管轄人口で見ると、府内15消防本部のうち、30万人以上の規模を有するのは京都市消防局のみとなっており、人口10万人以上30万人未満は3消防本部、10万人未満（以下「小規模消防本部」という。）は11消防本部となっています。 また、消防職員の数、府内全体で3,395人（令和2年4月1日現在）です。 2 消防の活動状況等 (1) 火災発生状況 令和元年中の府内の火災発生件数は、<u>501</u>件で、過去5年間の傾向を見ると、平成27年から平成29年にかけて、<u>微増</u>していましたが、以降は<u>減少</u>傾向となっています。 また、人口1万人当たりの出火件数は、<u>1.96</u>件で、全国平均の<u>2.96</u>件と比較して低い状況にあります。 (2) 救急出動状況 令和元年中の府内における救急出動件数は、<u>145,884</u>件で、前年に比べ<u>0.2</u>%の減少となっています。 過去5年間では9.8%の増加となっており、特に平成29年から平成30年の間は、4.3%と増加率が大きくなっています。 (3) 救急活動の所要時間 令和元年中における、救急隊の現場到着所要時間は平均<u>7.1</u>分（全国平均<u>8.7</u>分）、また、病院収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は平均<u>32.4</u>分（全国平均<u>39.5</u>分）となっており、全国平均と比較し、迅速な病院搬送が行われている状況です。 しかし、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により、病院収容までに時間を要する救急搬送困難事案の増加等、新たな事象も発生しています。</u> (4) 防火対象物数 防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で<u>88,898</u>件（令和2年4月1日現在）であり、平成27年に比べて<u>3.5</u>%の増加となっています。 なお、地域によりその分布には大きな差があります。 3 消防力の実情	I 市町村消防の現況及び将来の見通し 1.1 市町村の消防の現況 1 消防本部の現況 京都府内（以下「府内」という。）では、平成13年4月1日に、乙訓地域の2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）の消防本部が合併して乙訓消防組合消防本部が発足し、府内の消防本部数は15となりました。その後の市町村合併により一部事務組合が単独消防になる等の結果、単独設置11本部、一部事務組合4本部となり、全ての市町村において、常備消防体制が確立されています。 消防本部の管轄人口で見ると、府内15消防本部のうち、30万人以上の規模を有するのは京都市消防局のみとなっており、人口10万人以上30万人未満は3消防本部、10万人未満（以下「小規模消防本部」という。）は11消防本部となっています。 また、消防職員の数、府内全体で3,317人（令和7年4月1日現在）です。 2 消防の活動状況等 (1) 火災発生状況 令和6年中の府内の火災発生件数は、<u>551</u>件で、過去5年間の傾向を見ると、令和2年から令和3年にかけて<u>減少</u>していましたが、その後は<u>増加</u>傾向にあります。 また、人口1万人当たりの出火件数は、<u>2.21</u>件で、全国平均の<u>2.97</u>件と比較して低い状況にあります。 (2) 救急出動状況 令和6年中の府内における救急出動件数は、<u>168,960</u>件で、前年に比べ<u>1.5</u>%の増加となっています。 過去5年間では<u>31.4</u>%の大幅な増加となっています。 (3) 救急活動の所要時間 令和6年中における、救急隊の現場到着所要時間は平均<u>7.9</u>分（全国平均<u>9.8</u>分）、また、病院収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は平均<u>34.3</u>分（全国平均<u>44.6</u>分）となっており、全国平均と比較し、迅速な病院搬送が行われている状況です。 (4) 防火対象物数 防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で<u>89,027</u>件（令和6年4月1日現在）であり、令和2年に比べて<u>0.1</u>%の増加となっています。 なお、地域によりその分布には大きな差があります。 3 消防力の実情	時点修正

略 (1) 消防職員 府内の消防職員数（3,395人）を人口1,000人当たりでみると1.319人(全国平均1.323人)となり、全国平均レベルの職員数をやや下回っています。 また、整備指針に基づく充足率（令和2年4月1日現在）は79.6%(H31全国平均78.3%)で、基準数に対しておよそ900人が不足している状況ですが、高機能な資機材・装置の導入、部隊の連携等による基準の緩和、各消防本部の相互応援体制の確立等によって、人員の不足は、一定補完されています。 (2) 消防車両 消防ポンプ自動車は、全ての消防本部に配備されているものの、整備指針に基づく充足率では、81.8%(全国平均97.7%)の状況です。 救急自動車は、全ての消防本部に配備されており、その充足率は87.9%(全国平均96.3%)です。 救助工作車は、全ての消防本部において配備がされているところですが、1消防本部を除き14消防本部で充足されている状況です。 はしご自動車は、全ての消防本部において配備を要し、そのうち10消防本部で充足率が100%に達しています。一方、5消防本部では配備されておらず、実際の災害対応に必要となった場合には、他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況にあります。 (3) 消防費 令和元年度の消防本部における消防費決算額と各構成市町村における一般会計決算額に占める府内平均割合は、3.3%となっています。全国平均が3.7%であることを踏まえると、府内における消防費が一般会計決算額に占める割合は、<u>全国平均をやや下回る状況にあります。</u> また、平成30年における府民一人当たりの消防費決算額の平均は、18,224円(全国平均15,670円)となっており、全国平均より高くなっています。 なお、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。 4 消防の対応力の状況 (1) 部隊運用の状況 通常の火災等災害時の消防隊等の運用（出動）状況は、大規模な消防本部ほど運用台数が多く、消防本部の規模が小さくなるほど少なくなる傾向があります。特に中高層建築物や大規模工場等特殊な災害への対応力は、出動可能台数が少ない小規模な消防本部ほど小さくなります。 また、現場から最も近い地点にいる部隊を選定して出動させるシステム（直近指令システム）を導入し、運用している消防本部は6消防本部となっています。 救急対応についても、消防本部の規模が大きいほど日常の運用救急隊の数が多く、救急救命士の乗組割合や救急隊員の専従割合も高くなります。このため、消防本部の規模によって救急隊の対応力にも一定の差が認められます。 (2) 予防業務の高度化及び専門化の状況 火災を未然に防ぎ、被害を最小限にするためには、建物の消防法令違反の状況をしっかりチェックし、違反を認めた場合には、必要な是正指導を行うこと	略 (1) 消防職員 府内の消防職員数（3,317人）を人口1,000人当たりでみると1.324人(全国平均1.375人)となり、全国平均レベルの職員数をやや下回っています。 また、整備指針に基づく充足率（令和7年4月1日現在）は84.9%で、基準数に対しておよそ600人が不足している状況ですが、高機能な資機材・装置の導入、部隊の連携等による基準の緩和、各消防本部の相互応援体制の確立等によって、人員の不足は、一定補完されています。 (2) 消防車両 消防ポンプ自動車は、全ての消防本部に配備されているものの、整備指針に基づく充足率では、91.2%です。 救急自動車は、全ての消防本部に配備されており、その充足率は92.9%です。 救助工作車は、全ての消防本部において配備がされているところですが、1消防本部を除き14消防本部で充足されている状況です。 はしご自動車は、全ての消防本部において配備を要し、そのうち11消防本部で充足率が100%に達しています。一方、4消防本部では配備されておらず、実際の災害対応に必要となった場合には、他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況にあります。 (3) 消防費 令和5年度の消防本部における消防費決算額と各構成市町村における一般会計決算額に占める府内平均割合は、2.9%となっています。全国平均の2.9%とほぼ同様の状況にあります。 また、令和5年度における府民一人当たりの消防費決算額の平均は、16,500円(全国平均16,846円)となっており、全国平均より低くなっています。 なお、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。 4 消防の対応力の状況 (1) 部隊運用の状況 通常の火災等災害時の消防隊等の運用（出動）状況は、大規模な消防本部ほど運用台数が多く、消防本部の規模が小さくなるほど少なくなる傾向があります。特に中高層建築物や大規模工場等特殊な災害への対応力は、出動可能台数が少ない小規模な消防本部ほど小さくなります。 また、現場から最も近い地点にいる部隊を選定して出動させるシステム（直近指令システム）を導入し、運用している消防本部は7消防本部となっています。 救急対応についても、消防本部の規模が大きいほど日常の運用救急隊の数が多く、救急救命士の乗組割合や救急隊員の専従割合も高くなります。このため、消防本部の規模によって救急隊の対応力にも一定の差が認められます。 (2) 予防業務の高度化及び専門化の状況 火災を未然に防ぎ、被害を最小限にするためには、建物の消防法令違反の状況をしっかりチェックし、違反を認めた場合には、必要な是正指導を行うこと	時点修正
---	--	-------------

が重要です。 府内の<u>13</u>消防本部では管内の防火対象物に対して予防専従職員が携わっていますが、<u>2</u>消防本部では、<u>研修の機会も得られにくいため、査察、指導に携わる専任職員の確保が困難な状況です。</u> また、複雑多様な火災等の発生原因や延焼拡大経路、消防用設備の起動状況等を科学的に究明し、火災による損害、特に、悲惨な焼死者の発生防止等広範な火災予防対策を樹立するためには、火災原因調査業務についても高度な知識と技術を要求されます。 しかしながら、専任調査員が配置されているのは2消防本部にとどまり、多くは消防隊員が兼務している状況となっています。今後、火災調査員の養成等の充実を図ることが課題です。 (3) 略 1.2 消防を取り巻く環境の変化 1 災害や事故の多様化、大規模化等 略 2 人口減少時代の到来 京都府の推計人口(令和3年1月)は、<u>256万6,341人</u>であり、<u>平成16年までは人口の増加傾向が続いたものの、平成17年からは減少傾向に転じました。</u>今後も人口の減少が続き、<u>令和7年には250万人</u>になると予測されています。 一方で、京都府の総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合(高齢化率)は、<u>平成30年で28.5%となっており、平成27年国勢調査では27.5%、平成22年では23.4%、平成17年では20.0%と、確実に高齢化が進行しています。</u> このことから、高齢者人口の増加に伴う急病等の救急出動は増加することが予測されますが、「整備指針」の基礎となる消防本部の管轄人口は減少することから、将来的に大きな影響が出てくると考えられます。 さらに高齢化の進展は、消防本部とともに地域の防火・防災を担っている消防団員の確保に関しても大変懸念される要素となります。 以上のような社会情勢から、今後は、常備消防体制の充実が求められるとともに、従来から地域密着型で活動している非常備の消防団においては、より地域との連携を深めた活動が必要になると考えられます。 Ⅱ 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯 1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定 略 2 消防の広域化に関する基本指針の改正 その後、平成25年に基本指針が改正され、広域化の期限は平成30年4月1日まで延長され、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、平成30年4月現在においても、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が全体の6割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として解決されていないとされました。平成30年に再度、基本指針が改正され、広域化の期限が令和6年4月1日まで延長された上で、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることが定められました。	が重要です。 府内の<u>14</u>消防本部では管内の防火対象物に対して予防専任職員が携わっていますが、<u>1</u>消防本部では、査察、指導に携わる専任職員の確保が困難な状況です。 また、複雑多様な火災等の発生原因や延焼拡大経路、消防用設備の起動状況等を科学的に究明し、火災による損害、特に、悲惨な焼死者の発生防止等広範な火災予防対策を樹立するためには、火災原因調査業務についても高度な知識と技術を要求されます。 しかしながら、専任調査員が配置されているのは2消防本部にとどまり、多くは消防隊員が兼務している状況となっています。今後、火災調査員の養成等の充実を図ることが課題です。 (3) 略 1.2 消防を取り巻く環境の変化 1 災害や事故の多様化、大規模化等 略 2 人口減少時代の到来 京都府の人口は、平成16年までは増加傾向が続いたものの、平成17年からは減少傾向に転じ、令和8年1月の推計人口は、<u>250万3,355人</u>となっています。今後も人口の減少が続き、<u>令和12年には約246万人</u>になると予測されています。 一方で、京都府の総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合(高齢化率)は、<u>令和5年で29.5%となっており、令和2年国勢調査の28.7%、平成27年国勢調査の27.5%と比べて、確実に高齢化が進行しています。</u> このことから、高齢者人口の増加に伴う急病等の救急出動は増加することが予測されますが、「整備指針」の基礎となる消防本部の管轄人口は減少することから、将来的に大きな影響が出てくると考えられます。 さらに本格的な人口減少社会の到来により、消防本部とともに地域の防火・防災を担っている消防団員の確保に関しても大変懸念される要素となります。 以上のような社会情勢から、今後は、常備消防体制の充実が求められるとともに、従来から地域密着型で活動している非常備の消防団においては、より地域との連携を深めた活動が必要になると考えられます。 Ⅱ 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯 1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定 略 2 消防の広域化に関する基本指針の改正 その後、平成25年に基本指針が改正され、広域化の期限は平成30年4月1日まで延長され、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、平成30年4月時点においても、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が全体の6割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として解決されていないとされました。平成30年に再度、基本指針が改正され、広域化の期限が令和6年4月1日まで延長された上で、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることが定められました。	時点修正
--	---	-------------

3 市町村の消防の連携・協力 総務省消防庁は、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を平成29年4月に策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要な消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると、その推進方策や具体例等を示しました。 また、平成30年4月には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めることや、連携・協力の推進期限を消防の広域化の期限と同じ令和6年4月1日とすることなどを内容とする、指針の改正が行われました。 4 本府におけるこれまでの取組 京都府では、平成21年3月に「京都府消防体制の整備推進計画」を策定し、住民サービス、財政運営などの観点から有効である消防指令センターについて、京都府を北部・京都市・南部の3ブロックに区分し、ブロック単位で共同設置すること、京都府南部地域の二つの町単独消防本部（久御山町及び精華町）の規模拡大を図ることなどを掲げました。 消防指令センターについては、亀岡市以北の6消防本部で<u>共同運用に向けた協議・調整が進められています。</u> また、小規模単独消防本部の規模拡大についても、関係する市町村において、地理的要因や経済的なつながり等を勘案しつつ、検討を進めてきました。 2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方 略 2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間 1 本計画の位置づけ (略) 2 <u>中期計画</u> (1) 計画期間：令和7年度までの5年間 (2) 優先的に進める事項 ア 消防指令センターの共同運用 <u>(ア) 中・北部消防指令センターの共同運用を具体的に推進</u>	さらに、令和6年に基本指針が改正され、市町村は、令和11年4月1日を期限として、自主的に消防の広域化に取り組むこととされました。 3 市町村の消防の連携・協力 総務省消防庁は、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を平成29年4月に策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要な消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であると、その推進方策や具体例等を示しました。 また、平成30年4月には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めることや、連携・協力の推進期限を消防の広域化の期限と同じ令和6年4月1日とすることなどを内容とする、指針の改正が行われました。 <u>さらに、令和6年4月に、都道府県の推進計画に位置付けることが望ましい連携・協力として、7つの類型を示すことや、消防の広域化の推進期間も踏まえ、連携・協力の推進期限を令和11年4月1日までとすることなどを内容とする改正が行われました。</u> 4 本府におけるこれまでの取組 京都府では、平成21年3月に「京都府消防体制の整備推進計画」を策定し、住民サービス、財政運営などの観点から有効である消防指令センターについて、京都府を北部・京都市・南部の3ブロックに区分し、ブロック単位で共同設置すること、京都府南部地域の二つの町単独消防本部（久御山町及び精華町）の規模拡大を図ることなどを掲げました。 消防指令センターについては、前期計画において「優先的に進める事項」として定めており、<u>亀岡市以北の6消防本部で令和6年度から共同運用が開始され、京都市及び南部の9消防本部においても、令和9年度から第1期、令和12年度から第2期の共同運用開始に向けて、協議・調整が進められています。</u> また、小規模単独消防本部の規模拡大についても、関係する市町村において、地理的要因や経済的なつながり等を勘案しつつ、検討を進めてきました。 2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方 略 2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間 1 本計画の位置づけ (略) 2 <u>後期計画</u> (1) 計画期間：令和12年度までの5年間 (2) 優先的に進める事項 ア 消防指令センターの共同運用 <u>京都市・南部地域において、消防指令センターの共同運用を具体的に推進</u> <u>第1期 令和9年4月～</u> <u>京都市消防局、京田辺市消防本部、久御山町消防本部、精華町消防本部、乙訓消防組合消防本部、</u> <u>第2期 令和12年4月～</u>	国の基本指針改正を反映 国の基本指針改正を反映 進捗を反映 進捗を反映
--	---	---

(イ) <u>京都市・南部地域において、消防指令センターの共同運用に向けた検討を開始</u> イ 消防広域化重点地域の指定等 ウ その他の連携・協力の調整 3 長期目標 (1) 目標期間：令和12年度までの10年間 (2) 優先的に進める事項 将来的な府内全消防本部による消防指令センターの一体的な共同運用を目指し、実現に向けた調整を実施 2.4 広域化及び連携・協力の進め方 (1) 略 (2) <u>中期計画期間においては、可能な範囲・組合せで広域化や各種連携・協力の検討を進めることとし、最終的な府内全消防本部による一体的運用も想定しながら、様々な分野で段階的な連携も考慮しつつ進めます。</u> 具体的には、消防指令センターの共同運用について優先的に検討を進めるとともに、消防（防災）ヘリコプターの広域的運用、消防車両等の共同整備、資機材等の共同購入、特定業務での連携などについて、あわせて検討・調整を進めます。 2.5 消防団の活動活性化 消防団は、常備消防と連携を取りながら、それぞれの地域において、火災、地震や風水害などの近年複雑多様化する各種の災害に地域密着型の活動を行っていますが、消防団員数の減少や団員の高齢化の進行により消防団活動の低下が懸念され、特に非常時の地域防災体制の確保が求められています。 また、都市部への人口流入や農村部の過疎化など、様々な社会環境の変化や地域毎の社会特性に応じた消防団活動を実施していく必要があります。 今後、消防団員の確保や消防団活動の活性化を図っていくためには、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月制定）の趣旨や「消防団員の処遇等に関する検討会（令和2年度総務省消防庁）」における様々な議論等もふまえ、各市町村は京都府と連携し、地域防災力の充実強化や消防団活動の活性化に取り組んでいく必要があります。	<u>宇治市消防本部、城陽市消防本部、八幡市消防本部、相楽中部消防組合消防本部</u> イ <u>消防（防災）ヘリコプターの広域的運用</u> <u>府内の航空消防防災体制の更なる強化のため、近隣府県との連携等について検討を進める。</u> ウ 消防広域化重点地域の指定等 エ その他の連携・協力の調整 3 長期目標 (1) 目標期間：<u>令和3年度から</u>令和12年度までの10年間 (2) 優先的に進める事項 将来的な府内全消防本部による消防指令センターの一体的な共同運用を目指し、実現に向けた調整を実施 2.4 広域化及び連携・協力の進め方 (1) 略 (2) <u>後期計画期間においては、可能な範囲・組合せで広域化や各種連携・協力の検討を進めることとし、最終的な府内全消防本部による一体的運用も想定しながら、様々な分野で段階的な連携も考慮しつつ進めます。</u> 具体的には、消防指令センターの共同運用について優先的に検討を進めるとともに、消防（防災）ヘリコプターの広域的運用、消防車両等の共同整備、資機材等の共同購入、特定業務での連携などについて、あわせて検討・調整を進めます。 2.5 消防団の活動活性化 消防団は、常備消防と連携を取りながら、それぞれの地域において、火災、地震や風水害などの近年複雑多様化する各種の災害に地域密着型の活動を行っていますが、消防団員数の減少や団員の高齢化の進行により消防団活動の低下が懸念され、特に非常時の地域防災体制の確保が求められています。 また、都市部への人口流入や農村部の過疎化など、様々な社会環境の変化や地域毎の社会特性に応じた消防団活動を実施していく必要があります。 今後、消防団員の確保や消防団活動の活性化を図っていくためには、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月制定）<u>や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について（令和8年1月27日付消防地第36号）</u>の趣旨や「消防団員の処遇等に関する検討会（令和2年度総務省消防庁）」における様々な議論等もふまえ、各市町村は京都府と連携し、地域防災力の充実強化や消防団活動の活性化に取り組んでいく必要があります。	計画期間を明示 国通知を反映
---	---	------------------------------

Ⅲ 消防の充実強化について 3.1 消防指令センターの共同運用 1 基本的な方向性 (1) 最終（将来）的には、府内全消防指令センターの一体的な共同運用を目指します。 (2) <u>中期計画期間において、中・北部地域の消防指令センターの共同運用（6消防本部 7市3町）を確実に推進するとともに、京都市及び南部地域での消防指令センター（1消防局・8消防本部 8市7町1村）の共同運用について、消防本部間の議論を深めるとともに、実現に向けた検討を進めます。</u> (3) 略 (4) <u>中・北部地域の消防指令センターと京都市及び南部地域での消防指令センターとの連携のあり方についてもあわせて検討します。</u> 2 中期計画における消防指令センターの共同運用 (1) <u>中・北部地域の消防指令センター共同運用</u> 令和2年11月に「京都市中・北部地域消防指令事務協議会」が設立されるとともに、「京都市中・北部地域消防指令センター共同運用実行委員会」を設置し、具体的な検討が進められているところですが、引き続き、令和6年度に共同運用を開始できるよう、調整を進めます。 (2) <u>京都市及び南部地域の消防指令センター共同運用</u> ア <u>京都市及び南部8消防本部での検討を推進します。</u> イ <u>各消防本部のシステム更新時期が異なることから、共同運用等の実施時期等について、令和7年度までにとりまとめ、早期に共同運用を目指します。</u> (3) <u>中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域消防指令センターの連携のあり方</u> ア <u>中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域での消防指令センターとの連携のあり方や、消防救急デジタル無線の共同整備等についても、それぞれの消防指令センターの共同運用の推進にあわせて検討します。</u> イ 略 3 長期目標における消防指令センターの共同運用 中期計画期間での共同運用の進捗状況をふまえ、中・北部地域消防指令センターと<u>京都市及び南部地域消防指令センター</u>の連携等、府内の消防指令センターの一体的な共同運用に向けた具体的な検討・調整を行います。 3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備 1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進 (1) 平成30年4月、京都府消防長会に「消防（防災）ヘリコプターの活用に係る研究会」を設置し、消防ヘリの有効性や、広域的活用について検討が進められています。	Ⅲ 消防の充実強化について 3.1 消防指令センターの共同運用 1 基本的な方向性 (1) 最終（将来）的には、府内全消防指令センターの一体的な共同運用を目指します。 (2) <u>後期計画期間において、京都府南部消防指令センター（1消防局・8消防本部 8市7町1村）の共同運用を推進します。</u> (3) 略 (4) <u>京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターとの連携のあり方についてもあわせて検討します。</u> 2 後期計画における消防指令センターの共同運用 (1) <u>京都府南部消防指令センターの共同運用</u> 令和5年に「京都府南部消防指令センター協議会」が設置され、京都市・南部地域において、令和9年度の第1期、令和12年度の第2期の共同運用開始に向けて、具体的な検討が進められています。 (2) <u>京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターの連携のあり方</u> ア <u>京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センターとの連携のあり方や、消防救急デジタル無線の共同整備等についても検討します。</u> イ 略 3 長期目標における消防指令センターの共同運用 中期計画期間での共同運用の進捗状況をふまえ、<u>京都府中・北部地域消防指令センターと京都府南部消防指令センター</u>の連携等、府内の消防指令センターの一体的な共同運用に向けた具体的な検討・調整を行います。 3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備 1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進 (1) 平成30年4月、京都府消防長会に「消防（防災）ヘリコプターの活用に係る研究会」を設置し、消防ヘリの有効性や、広域的活用について検討が進められました。令和5年度には、「消防（防災）ヘリコプターの広域的運用のあり方	京都府南部消防指令センターの共同運用に向けた進捗を反映 京都府航空消防防災体制の強化の取組みを反
---	--	--

(2) 災害の多様化・広域化への更なる対応が求められる中、府内の航空体制のあり方、近隣府県との連携について、さらに必要な検討を進めます。 (3) 略 2 消防車両等の共同整備 複数の消防本部で共同整備することで、より広域的に高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。 (1) (2) 略 (3) これまでの共同整備実績 ・相楽中部消防組合と奈良市消防局において、はしご車を共同整備し、令和2年11月から運用を開始 3.3 その他の連携 1 連携内容 (1) (2) 略 (3) 特定業務の連携 ア 火災調査業務 イ 予防業務 ウ 危険物業務 エ 外国の方等への多言語対応 2 検討体制 略 3 これまでの連携実績 (1)～(5)略 3.4 消防本部の広域化 1 将来の広域化のあり方 略 2 特定小規模消防本部に対する対応 基本指針において、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での	<u>検討委員会」を設置し、必要な検討及び京都市消防局と協議を進めてきました。令和8年度以降は、京都市及び府内市町村と連携し、府内の航空消防防災体制の更なる強化を図ります。</u> (2) 災害の多様化・広域化への更なる対応が求められる中、府内の航空消防防災体制強化のため、近隣府県との連携等について、さらに具体的な協議を進めます。 (3) 略 2 消防車両等の共同整備 複数の消防本部で共同整備することで、より広域的に高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。 (1) (2) 略 (3) これまでの共同整備実績 ・相楽中部消防組合と奈良市消防局において、はしご車を共同整備し、令和2年11月から運用を開始 ・舞鶴市消防本部と綾部市消防本部において、はしご車を共同整備し、令和7年4月から運用を開始 3.3 その他の連携 1 連携内容 (1) (2) 略 (3) 特定業務の連携 ア 火災調査業務 イ 予防業務 ウ 危険物業務 エ 外国の方等への多言語対応 <u>オ 高度・専門的な違反処理</u> <u>カ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置</u> <u>キ 専門的な人材育成の推進</u> <u>ク 訓練の定期的な共同実施</u> <u>ケ 現場活動要領の統一</u> 2 検討体制 略 3 これまでの連携実績 (1)～(5)略 <u>(6) 【協議会】京都府中・北部地域消防指令センター（R6～）</u> 3.4 消防本部の広域化 1 将来の広域化のあり方 略 2 特定小規模消防本部に対する対応 基本指針において、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面	映 進捗を反映 国通知の内容を反映 進捗を反映
---	---	---

厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合がある。」とされておりますが、新型コロナウイルス感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態も発生しています。 特に、特定小規模消防本部においては、これらの課題が喫緊の課題であるため、消防力の充実強化について、優先的に進める必要があります。 3.5 消防広域化重点地域の指定 略 消防広域化重点地域の指定については、特定小規模消防本部を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けた、検討・協議を<u>中期計画期間</u>に優先的に進めていきます。 Ⅳ 消防広域化及び連携・協力の伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項 4.1 消防体制の整備 略 4.2 関係市町村間の協議 略 4.3 消防の広域化及び連携・協力の伴う体制整備のために考えられる方策 消防の広域化及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保のためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要であり、一部事務組合<u>又は</u>事務委託の規約や規程等において定めることが有効であると考えられます。 1、2 略 Ⅴ 市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項 5.1 消防団との連携確保 消防団は、先に述べたように地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防本部の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」に基づき、原則として一市町村に一团、あるいは、必要に応じて複数の団を置くこととなります。 このため、地域の実情に応じて広域化した消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。 具体的には次のような方策が考えられます。	での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合がある。」とされておりますが、<u>他府県では</u>新型コロナウイルス感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態も発生しています。 特に、特定小規模消防本部においては、これらの課題が喫緊の課題であるため、消防力の充実強化について、優先的に進める必要があります。 3.5 消防広域化重点地域の指定 略 消防広域化重点地域の指定については、特定小規模消防本部を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けた、検討・協議を<u>_____計画期間</u>に優先的に進めていきます。 <u>その場合には、国の基本指針において新たに示された、地域の核となり広域化の検討を主導する「中心消防本部」の設定について検討します。</u> Ⅳ 消防広域化及び連携・協力の伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項 4.1 消防体制の整備 略 4.2 関係市町村間の協議 略 4.3 消防の広域化及び連携・協力の伴う体制整備のために考えられる方策 消防の広域化及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保のためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要であり、一部事務組合、<u>事務委託又は内部組織の共同設置</u>の規約や規程等において定めることが有効であると考えられます。 1、2 略 3 <u>内部組織の共同設置方式による場合</u> (1) <u>代表団体及び構成団体について</u> (2) <u>職員の任用、身分の取り扱い給与、教育訓練等に関する計画</u> (3) <u>構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的な考え方やルール</u> (4) <u>構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、所掌事務や消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み</u> Ⅴ 市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項 5.1 消防団との連携確保 消防団は、先に述べたように地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防本部の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」に基づき、原則として一市町村に一团、あるいは、必要に応じて複数の団を置くこととなります。 このため、地域の実情に応じて広域化した消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。 具体的には次のような方策が考えられます。	国の基本指針で新たに追加されたもの 京都府南部消防指令センターの共同運用を行う地方自治法上の手法（共同処理の方式）が機関等（内部組織）の共同設置（地方自治法第252条の7）となるため追加
---	---	---

(1) 出動時の指令内容が各消防団に確実に伝わるよう、電話、無線、メールなど伝達手段の整備 (2) 平素から各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施 (3) 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整の実施 (4) 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所に消防団との連絡調整を担当する職員を配置するとともに、定例的な連絡会議の開催等 5.2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保 市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるとともに、関係部局・機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者において実施することが必要です。 また、地域の実情に応じて規模拡大後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。 なお、具体的には次のような方策が考えられます。 (1) 略 (2) 各構成市町村等の長及び防災・国民保護担当幹部と消防長等による協議会の設置 (3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村災害対策本部への消防職員の派遣等 (4)～(7) 略 VI 消防体制の充実強化のための必要な措置 6.1 消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置 略 6.2 整備推進計画の進行管理等 1 適切な進行管理 略 2 状況の変化に応じた計画の変更 京都府は、消防の広域化及び連携・協力について、交通事情や道路環境、災害の特性、消防需要など、地域の実情や状況に変化が生じた場合等には、<u>中期計画</u>期間中においても、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、必要に応じて本計画を改定するものとします。 6.3 消防団の活性化のための事項 略	1 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整 2 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施 3 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、<u>消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等</u> 4 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保 5.2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保 市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるとともに、関係部局・機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者において実施することが必要です。 また、地域の実情に応じて規模拡大後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。 なお、具体的には次のような方策が考えられます。 (1) 略 (2) 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長<u>及び消防署長</u>による協議会の設置 (3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への<u>各消防署所の消防職員の派遣等</u> (4)～(7) 略 VI 消防体制の充実強化のための必要な措置 6.1 消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置 略 6.2 整備推進計画の進行管理等 1 適切な進行管理 略 2 状況の変化に応じた計画の変更 京都府は、消防の広域化及び連携・協力について、交通事情や道路環境、災害の特性、消防需要など、地域の実情や状況に変化が生じた場合等には、<u>計画</u>期間中においても、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、必要に応じて本計画を改定するものとします。 6.3 消防団の活性化のための事項 略	国の基本指針の内容を反映 国の基本指針改正を反映
--	---	--